

身体障害者手帳を交付された方へ

○このようなサービスが受けられます○

分類	種類	内容・条件・相談先など
障害福祉	障がい福祉サービス	ホームヘルパーの利用や施設入所等のサービスを利用できます。
	補装具・日常生活用具の給付	義足や補聴器等の補装具を購入する際や、ストマ装具等の日常生活用具を購入する際に補助を受けることができます。
		障害の種類・等級で一定の制限があります。詳しくは、 役場保健福祉課社会福祉室 にご相談ください。
各交通機関	JR 運賃の割引	<p>最大で5割引となります。 ※自動車線の定期乗車券は3割引です ※100km未滿は該当しません。</p> <p>手続→乗車券を購入するとき、窓口で手帳を提示してください。</p>
	三陸鉄道運賃の割引	<p>乗車距離数に関係なく、5割引となります。</p> <p>手続→乗車券を購入するとき、窓口で手帳を提示してください。</p>
	バス運賃の割引	<p>乗車距離に関係なく、5割引となります。</p> <p>また「第1種」の身体障害者手帳をお持ちの方は、付添人の分も5割引となります。 手続→運転手に手帳を提示してください。</p>
	航空旅客運賃の割引	<p>一部の国内航空会社の国内定期路線の運賃が割引されます。</p> <p>満12歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方と介護者1名分</p> <p>手続→割引率は航空会社によって異なりますので、利用する航空会社に確認して、窓口で手帳を提示してください。</p>
	有料道路の通行料金割引	<p>以下の(1)、(2)にあてはまる方は、有料道路の通行料金が半額となります。</p> <p>なおETCを利用する場合も割引の対象となります。(ETCカードの名義は障害者ご本人名義の場合に限ります。ただし、ご本人が未成年である場合は、親権者または後見人名義での届出が可能です)</p> <p>(1)障がい者ご本人が運転される場合</p> <p>障害の程度に関わらず手帳を持っている方であれば、どなたでも対象となります。</p> <p>(2)障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が同乗される場合</p> <p>「第1種」の身体障害者手帳をお持ちの方が同乗する場合のみ対象となります。</p> <p>手続→役場保健福祉課または各支所で手続きが必要です。</p> <p>必要なもの ①身体障害者手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証</p> <p>③運転免許証(ご本人が運転する場合)</p> <p>≪ETCを利用する場合は次の書類も必要≫</p> <p>④ETCカード ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)</p>
	タクシー運賃の割引	<p>岩手県内のタクシーについては、1割引となります。</p> <p>手続→乗車の際に、運転手に手帳を提示してください。</p>
通信	携帯電話通話料の割引	<p>携帯電話通話料が割引となる場合があります。</p> <p>詳しくは、携帯電話会社にご相談ください。</p>

JR と乗継で乗車される場合は、窓口で確認してください

県外のバスを利用する際は割引となるか確認してください。

通信	NHK受信料の免除 や割引	課税状況等により、NHK 受信料が免除や割引になる場合があります。 ≪全額免除となる場合≫ 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、 <u>世帯全員が住民税非課税の場合</u> ≪半額免除となる場合≫ <u>受信契約者である世帯主が身体障害者手帳(視覚・聴覚障害または等級が1級・ 2級)をお持ちの方</u> 手続 →役場保健福祉課または各支所で手続きが必要です。 必要なもの ①身体障害者手帳 ②印鑑
	詳しくは、 役場保健福祉課社会福祉室 までご相談ください。	
税	税金の控除・減免	障がいの程度・内容によって、所得税や町県民税の控除が受けられます。 軽自動車税の免除が受けられる場合があります。納付期限の7日前までに書類を提出する必要があります。 <u>ただし、県に納める「自動車税」にも同様の制度があるため、普通自動車と軽自動車を所有している場合はどちらか一方しか対象となりません。</u>
	詳しくは、 役場税務出納課税務室 までご相談ください。	
年金	障害年金	年金加入中に病気やケガをして障害が残った場合、一定の保険料納付要件を満たしていると国民年金・厚生年金保険の障害年金を受けられます。
	詳しくは、 役場町民課国保年金室 までご相談ください	
医療費	重度心身障害者の 医療費一部助成	身体障害者手帳が1級・2級に該当する方は、医療費の一部補助を受けることができます。(本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、その扶養親族の数に応じて、一定の額を超える方は非該当となります。)
	後期高齢者医療制度	65歳～74歳までの人で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。
詳しくは、 役場町民課国保年金室 までご相談ください。		
手当	特別児童扶養手当	身体に一定の障がい(身体障害者手帳1級～3級、4級の一部程度)がある20歳未満の児童を監護している父母または養育者が受けられる場合があります。
	児童扶養手当	児童を監護している父または母が、法令で定める程度の障がいの状態にあるときに受けられる場合があります。
	障害児福祉手当	<u>在宅で生活されている20歳未満の方のうち、重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方が受けられる場合があります。</u>
	特別障害者手当	<u>在宅で生活されている20歳以上の方のうち、特に重度の障害があり、日常生活で常に特別の介護を必要とする方が受けられる場合があります。</u>
条件等によって制限されますので、 役場保健福祉課社会福祉室 までご相談ください。		
その他	在宅酸素療法患者 酸素濃縮器使用助成	在宅酸素を必要とする呼吸器機能に障がいのある方が、酸素濃縮器の使用に係る電気料の一部について助成を受けることができます。 <u>ただし、次の方は対象外となります。</u> 対象外 ・身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 ・特別児童扶養手当1級の方 ・障害基礎年金1級を受給している方
	条件等によって制限されますので、 役場保健福祉課社会福祉室 までご相談ください。	

そのほか身体障害者手帳についてご不明な点があるときは

岩泉町役場 保健福祉課 社会福祉室

0194-22-2111（内線 233）

までご連絡、ご相談ください。

岩泉町身体障害者福祉協会のご紹介

岩泉町身体障害者福祉協会は、障がいがある人が気軽に話し合い、活動する場です。

当協会は、障がいがある人が自立した生活を地域で営むことができるよう支援し、併せて、関係障がい者団体との協力により、社会参加と福祉サービスの質の向上を目指しています。

また、障がいがある人が親睦を図り、結束して明るい社会を築くことを目的としています。

身体障害者手帳をお持ちの方ならどなたでも入会できます。

私たち仲間と共に活動してみませんか？

【連絡先】

岩泉町身体障害者福祉協会 事務局（岩泉町社会福祉協議会内）

電話 0194-22-3400 / FAX 0194-31-1033